平成２３年（フ）第１５６３号
京都市右京区西院坤町１番地
債務者　株式会社ＫＴプラン（旧商号株式会社京阪都市設計）
代表者代表取締役　伊東　義通
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菱田基和代
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月８日午後１時30分
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１５６４号
京都市右京区西院坤町１番地
債務者　株式会社ＫＣプランニング（旧商号株式会社京阪都市プランニング）
代表者代表取締役　伊東　義通
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菱田基和代
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月８日午後１時30分
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１１６３号
広島市西区中広町３丁目８番４号
債務者　有限会社エイシン（旧商号電設工業セゾン有限会社）
代表者取締役　下向　栄司
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　児玉　浩生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月13日午後１時30分
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２９６０号
横浜市中区山下町216番地堀井和田共同ビル１階
債務者　株式会社グルメハウス
代表者代表取締役　荒井　淑雄
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浦田　修志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月20日午前11時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第２７号
新潟県佐渡市梅津2138番地
債務者　祝　　誠
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸山　　央
4　破産債権の届出期間　平成23年12月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成24年２月３日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２３年（フ）第３５９号
香川県木田郡三木町大字氷上782番地８
債務者　鈴木　直三
1　決定年月日時　平成23年11月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　正則
4　破産債権の届出期間　平成23年12月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月16日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第３６３号
香川県高松市松縄町1001番地10
債務者　今倉吉太郎
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後３時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川﨑　達夫
4　破産債権の届出期間　平成23年12月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月９日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第７０５１号
大阪府東大阪市中小阪５丁目４番３号
債務者　北澤　良明
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小寺　陽平
4　破産債権の届出期間　平成23年12月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月26日午後３時
6　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７１１３号
大阪府高槻市玉川１丁目15番12号
債務者　勝田　勇三
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾熊　弘之
4　破産債権の届出期間　平成23年12月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月26日午後３時
6　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７２６６号
大阪市住吉区我孫子１丁目８番23―610号
債務者　林　　克彦
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤木　達郎
4　破産債権の届出期間　平成24年１月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月30日午後３時
6　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７２８０号
大阪府池田市呉服町４番３号
債務者　木田　耕平
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　　俊
4　破産債権の届出期間　平成24年１月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月30日午後３時
6　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１５６８号
京都府八幡市八幡北浦８番地の１　石清水ビューハイツＡ516号佐藤方
債務者　間川　功一
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　若宮　隆幸
4　破産債権の届出期間　平成23年12月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月１日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１２１号
青森県五所川原市金木町芦野84番地607
債務者　鳴海商会こと　鳴海　公徳
1　決定年月日時　平成23年11月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三上　和秀
4　破産債権の届出期間　平成23年12月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月26日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第１２５号
青森県五所川原市金木町芦野84番地607
債務者　鳴海真知美（旧姓近村）
1　決定年月日時　平成23年11月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三上　和秀
4　破産債権の届出期間　平成23年12月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月26日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第１３０号
茨城県日立市久慈町７丁目20番19号
債務者　渡邉　昌広
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　片岡　　優
4　破産債権の届出期間　平成23年12月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月13日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
水戸地方裁判所日立支部